

第11回 佐川町農業委員会定例総会 議事録

開催日時 令和3年4月27日(火) 午後1時30分 開会

開催場所 佐川町商工会館2階

出席 農業委員 出席 8名 欠席 1名 農地利用最適化推進委員 出席 10名・欠席 3名

○1番 藤原 健祐	○6番 佐藤 良一	×刈谷 哲二	○邑田 昌平	○田村 泰富
○2番 田村 和弘	○7番 横畠 悦子	○田村 克郎	○眞辺 忠志	×織田 敦全
×3番 森田 有紀	○8番 横畠 増吉	○田村 宮幸	○澤村 重隆	○北添 秀紀
○4番 氏原 延	○9番 北添 正男	×森 正彦	○山口 修二	
○5番 田村 公史		○野村 隆博	○伊藤 洋章	

事務局 事務局長： 森田 修弘 主任： 前田 紗歩

日程 日程第1 開 会
同 第2 議事録署名委員選任
同 第3 報 告
同 第4 議 事

第1号議案 農地法第3条に関する件

第2号議案 非農地証明願に関する件

第3号議案 佐川町農用地利用集積計画に関する件

第4号議案 農地利用最適化推進委員の辞任願に関する件

同 第 5 号 の 他

同 第 6 号 閉 会

議長（北添会長）

定刻となりましたので、これより第11回農業委員会定例総会を開会します。

本日は3番 森田 有紀 委員、農地利用最適化推進委員の 刈谷 哲二 委員、 森 正彦 委員、
織田 敦全 委員から欠席の連絡が入っています。

定足数に達していますので、直ちに会議を始めます。本日の日程は、お手元に配布のとおりです。

日程第2、議事録署名委員の選任を行います。議事録署名委員は、佐川町農業委員会会議規則第20条
第2項の規定により、8番 横畠 増吉 委員と1番 藤原 健祐 委員を指名します。

日程第3、報告に移ります。事務局より報告を願います。

事務局（森田事務局長）

それでは、日程第3 報告事項につきまして報告します。

報告事項1. 本月中の会議と主たる処理事項につきましては、21日に第1回佐川町農業関係機関打合
会が高吾農業改良普及所で開催され、事務局より私、森田が出席しています。

27日が新規就農に関する面談が高吾農業改良普及所であり、事務局より前田が出席しています。また
本日の定例総会となっています。

28日にはサポートチームの圃場確認が町内であり、事務局より午前と午後に分かれて、私、森田と前
田が出席する予定です。

つづきまして、報告事項2. 使用貸借解約届1件について報告します。

貸し手が■■■■の■■■■さん。借り手が■■■■の■■■■さん。土地の所在が、東組字■■■■
■■■■番。地目が田で、面積が826㎡。契約の内容は令和3年3月1日から令和8年3月31

日までの5年1ヶ月間の利用権設定で、受付日・解約日ともに令和3年4月12日となっています。

つづきまして、報告事項3. 賃貸借解約届1件について報告します。

貸し手が■■■■さんの相続人代表である、■■■■の■■■■さん。借り手が■■■■の■■■■さん。土地の所在が、東組字■■■■番。地目が田で、面積が2,957㎡。契約の内容は令和2年5月1日から令和12年4月30日までの10年間の利用権設定で、受付日が令和3年4月9日、解約日が令和3年4月8日となっています。

つづきまして、報告事項4. 農地法第3条の3第1項の規定による届出書3件について報告します。

1番が、所有者が■■■■の■■■■さん。権利取得者が■■■■の■■■■さん。土地の所在が黒原字■■■■番■■■■他12筆。地目は田8筆と畑4筆で、面積が合計で5,093㎡。受付日・受理日ともに令和3年3月17日。権利取得日が平成24年5月25日で、取得事由が相続となっています。

2番が、所有者が■■■■の■■■■さん。権利取得者が■■■■の■■■■さん。土地の所在が黒原字■■■■番■■■■他1筆。地目は田と畑で、面積が合計で1,877㎡。受付日・受理日ともに令和3年3月17日。権利取得日が平成24年5月25日で、取得事由が相続となっています。

3番が、所有者が■■■■の■■■■さん。権利取得者が■■■■の■■■■さん。土地の所在が庄田字■■■■番■■■■他1筆。地目は畑で、面積が合計で274㎡。受付日・受理日ともに令和3年3月19

日。権利取得日が令和3年1月5日で、取得事由が相続となっています。

以上で報告を終わります。

議長（北添会長）

事務局からの報告が終わりましたが、質疑等はありませんか。

【質問等なし】

議長（北添会長）

それでは、これで報告を終わります。続きまして、第1号議案 農地法第3条に関する件を議案とします。今回は委員からの申請がありますので、1番と2番を先に審議し、その後で3番を審議し、更に4番を審議した後で、5番を審議したいと思います。事務局の説明を求めます。

事務局（前田主任）

それでは、第1号議案農地法第3条に関する件5件中2件を説明します。

1番が、譲渡人が■■■■の■■■■さん、譲受人が■■の■■■■さん。土地の所在が字■■■■番■■。他1筆。地目は田と畑で、面積が合計で624㎡。申請の内容は贈与による所有権の移転です。

2番が、譲渡人が■■■■の■■■■さん、譲受人が■■■■の■■■■さん。土地の所在が本郷字■■■■番■■。地目は畑で、面積が94㎡。申請の内容は売買による所有権の移転で、売買価格は5万円

となっています。

両方とも、行政書士の田中勇さんが代理人となっています。

説明は以上です。

議長（北添会長）

それでは、確認委員さんより、確認報告をお願いします。

1 番藤原委員

1 番について報告します。申請地は■■■■集落にあり、譲受人の自宅近くの土地で、兄弟の土地です。現在も譲受人が耕作していて、今までどおり耕作するそうです。

農機具等も所有し、地域との調和要件も全て満たしています。事務局の説明どおり、農地法第3条第2項各号に該当していないので、許可をしても問題ありません。

6 番佐藤委員

2 番について報告します。申請地は■■■■■■■■■■にあり、■■■■■■■■から西方向に250mほど行ったところの右側の畑が申請地です。現在はお茶が栽培されています。許可後は野菜等を栽培する予定とのことです。

譲受人は水稻・野菜等を栽培している兼業農家です。下限面積は超えており、農地の全てを耕作されています。農作業にも従事しており、必要な機械類も所有し、経営状況も良く、地域との調和要件も全て満たしており、問題はありません。

議長（北添会長）

確認委員の報告が終わりました。質疑等はありませんか。

【質問等なし】

議長（北添会長）

質問等がありませんので、お諮りします。第1号議案の1番から2番について、申請のとおり許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

【全員挙手】

議長（北添会長）

賛成全員。よって、第1号議案の1番から2番は申請のとおり決定しました。つづきまして第1号議案の3番について審議します。山口推進委員の退席を求めます。

【山口推進委員 退席】

議長（北添会長）

山口推進委員が退席しましたので、事務局の説明を求めます。

事務局（前田主任）

それでは、第1号議案の3番について説明します。

譲渡人が■■■■の■■■■さん、譲受人が■■■■の■■■■さん。土地の所在が黒原字■■■■番■■。地

目は畑で、面積が120㎡。申請の内容は売買による所有権の移転で、売買価格は30万円となっています。

行政書士の田中勇さんが代理人となっています。

説明は以上です。

議長（北添会長）

それでは、確認委員さんより、確認報告をお願いします。

7番横島委員

3番について報告します。申請地は■■■■集落内で、■■■■の北に面した畑です。現在は一部農舎がありますが、許可後は野菜を栽培する予定とのことです。

譲受人は主に水稻を栽培する兼業農家です。下限面積は超えており、農機具類も全て所有しています。また、世帯の経営状況や地域の調和要件も問題ありません。

議長（北添会長）

確認委員の報告が終わりました。質疑等はありませんか。

【質問等なし】

議長（北添会長）

質問等がありませんので、お諮りします。第1号議案の3番について、申請のとおり許可することに賛

成の方は挙手をお願いします。

【全員挙手】

議長（北添会長）

賛成全員。よって、第1号議案の3番は申請のとおり決定しました。つづきまして第1号議案の4番について審議します。山口推進委員の着席を求めます。

【山口推進委員 着席】

議長（北添会長）

山口推進委員が着席しましたので、事務局の説明を求めます。

事務局（前田主任）

それでは、第1号議案の4番について説明します。

譲渡人が■■■■の■■■■さん、譲受人が■■■■の■■■■さん。土地の所在が庄田字■■■■番他1筆。地目は田で、面積が合計で1,054㎡。申請の内容は売買による所有権の移転で、売買価格は2筆で40万円となっています。

説明は以上です。

議長（北添会長）

それでは、確認委員さんより、確認報告をお願いします。

8番横島委員

4番について報告します。申請地は■■■■集落内、■■■■の南東約200mの■■■■下段にあります。現状は耕作放棄地の水田で、許可後は生産基盤整備をして、今後はショウガを露地栽培する予定との事です。

譲受人は人・農地プランの経営体であるショウガ栽培専業農家で、下限面積は超えており、耕作必要な農器具も全て所有し、世帯の経営状況や地域の調和要件も問題ありません。農業常時従事で問題ありません。

議長（北添会長）

確認委員の報告が終わりました。質疑等はありませんか。

【質問等なし】

議長（北添会長）

質問等がありませんので、お諮りします。第1号議案の4番について、申請のとおり許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

【全員挙手】

議長（北添会長）

賛成全員。よって、第1号議案の4番は申請のとおり決定しました。つづきまして第1号議案の5番について審議します。1番藤原委員の退席を求めます。

【1番藤原委員 退席】

議長（北添会長）

1番藤原委員が退席しましたので、事務局の説明を求めます。

事務局（前田主任）

それでは、第1号議案の5番について説明します。

譲渡人が■の■■■■さん、譲受人が■の■■■■さん。土地の所在が加茂字■■■■番■■。地目は田で、面積が1,497㎡。申請の内容は売買による所有権の移転で、売買価格は300万円となっています。

行政書士の田中勇さんが代理人となっています。

説明は以上です。

議長（北添会長）

それでは、確認委員さんより、確認報告をお願いします。

北添推進委員

5番について報告します。申請地は■■■■にあり、■■■■から北に約100mのところであり、北側は町道、東側は■■■■、西と南側は■■■■の間にある土地です。現在は稲を刈った状態で、許可後は露地でショウガを栽培する予定とのことです。

譲受人は主に野菜（ジャガイモ）を栽培する兼業農家です。栽培に必要な農機具類も所有しています。

また、世帯の経営状況にも問題はありません。地域との調和要件も問題ありません。

議長（北添会長）

確認委員の報告が終わりました。質疑等はありませんか。

【質問等なし】

議長（北添会長）

質問等がありませんので、お諮りします。第1号議案の5番について、申請のとおり許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

【全員挙手】

議長（北添会長）

賛成全員。よって、第1号議案の5番は申請のとおり決定しました。

1番藤原委員の着席を求めます。

【1番藤原委員 着席】

議長（北添会長）

1番藤原委員が着席しましたので、第2号議案非農地証明願に関する件を議題とします。事務局の説明を求めます。

事務局（前田主任）

それでは、第2号議案非農地証明願に関する件1件について説明します。

申請者が■■■■の■■■■さん。土地の所在が、永野字■■■■番■■。地目が畑で、面積が19㎡。利用状況は、20年以上前から建物の一部敷地及び庭となっているとのことです。

行政書士の田中勇さんが代理人となっています。

説明は以上です。

議長（北添会長）

それでは、確認委員さんより、確認報告をお願いします。

5番田村委員

1番について報告します。申請地は20年以上前から建物の一部敷地及び庭となっており、佐川町農業委員会現況証明事務取扱要綱第6条に該当している為、非農地証明をしても問題ありません。

議長（北添会長）

確認委員の報告が終わりました。質疑等はありませんか。

【質問等なし】

議長（北添会長）

質問等がありませんので、お諮りします。第2号議案について申請のとおり決することに賛成の方は挙手をお願いします。

【全員挙手】

議長（北添会長）

賛成全員。よって、第2号議案は全て申請のとおり決定することに決しました。つづきまして、第3号議案佐川町農用地利用集積計画に関する件について議題とします。

事務局（前田主任）

それでは、第3号議案佐川町農用地利用集積計画（4月分）13件について説明します。

1番は、貸し手が■■■■さんの相続人代表である、■■■■の■■■■さん。借り手が■■■■の■■■■さん。土地の所在が、加茂字■■■■番。現況地目は畑で、面積が446㎡。

使用貸借権の新規設定で、作付け予定は野菜。設定期間が令和3年5月1日から令和6年4月30日までの3年間です。

2番は、貸し手が■■■■の■■■■さん、借り手が■■■■の■■■■さん。土地の所在が、字■■■■番■■■■。現況地目は田で、面積が465㎡。

使用貸借権の新規設定で、作付け予定はにこまる。設定期間が令和3年5月1日から令和13年4月30日までの10年間です。

3番は、貸し手が■■■■の■■■■さん、借り手が■■■■の■■■■さん。土地の所在が、字■■■■番■■■■。現況地目は田で、面積が1,070㎡。

賃貸借権の再設定で、借り賃が玄米60kg。作付け予定はヒノヒカリで、設定期間が令和3年5月1

日から令和6年4月30日までの3年間です。

4番は、貸し手が■■■■の■■■■さん、借り手が■■■■の■■■■さん。土地の所在が、西組字■■■■番■■■■他1筆。現況地目は畑で、面積が合計で2,245㎡。

賃貸借権の新規設定で、借り賃が反当たり5万円。作付け予定は施設ニラで、設定期間が令和3年5月1日から令和13年4月30日までの10年間です。

5番は、貸し手が■■■■の■■■■さん、借り手が■■■■の■■■■さん。土地の所在が、黒原字■■■■番■■■■他1筆。現況地目は田で、面積が合計で1,427㎡。

賃貸借権の再設定で、借り賃が全体で玄米45kg。作付け予定はヒノヒカリで、設定期間が令和3年5月1日から令和8年4月30日までの5年間です。

6番は、貸し手が■■■■の■■■■さん、借り手が■■■■の■■■■さん。土地の所在が、永野字■■■■番■■■■他1筆。現況地目は田と畑で、面積が合計で628㎡。

使用貸借権の再設定で、作付け予定は水稻。設定期間が令和3年5月1日から令和8年4月30日までの5年間です。

7番は、貸し手が■■■■の■■■■さん、借り手が■■■■の■■■■さん。土地の所在が、永野字■■■■番■■■■。現況地目は田で、面積が386㎡。

使用貸借権の再設定で、作付け予定は水稻。設定期間が令和3年5月1日から令和8年4月30日までの5年間です。

8番は、貸し手が■■■■の■■■■さん、借り手が■■■■の■■■■さん。土地の所在が、字■■■■番 他1筆。現況地目は田で、面積が合計で1,504㎡。

賃貸借権の再設定で、借り賃が147番が玄米30kg、148番が玄米15kg。作付け予定は水稻で、設定期間が令和3年5月1日から令和8年4月30日までの5年間です。

9番は、貸し手が■■■■の■■■■さん、借り手が■■■■の■■■■さん。土地の所在が、東組字■■■■番■■■■。現況地目は田で、面積が1,588㎡。

使用貸借権の新規設定で、作付け予定は飼料米。設定期間が令和3年5月1日から令和8年3月31日までの4年11ヶ月間です。

10番は、貸し手が■■■■の■■■■さん、借り手が■■■■の■■■■さん。土地の所在が、西組字■■■■番■■■■。現況地目は田で、面積が1,048㎡。

使用貸借権の新規設定で、作付け予定は飼料米。設定期間が令和3年5月1日から令和8年3月31日までの4年11ヶ月間です。

11番は、貸し手が■■■■さんの相続人代表である、■■■■の■■■■さん、借り手が東組の■■■■

■さん。土地の所在が東組字■番。現況地目は田で、面積が2,957㎡。
使用貸借権の新規設定で、作付け予定は飼料米。設定期間が令和3年5月1日から令和8年3月31日
までの4年11ヶ月間です。

12番は、貸し手が■さんの相続人代表である、■の■さん、借り手が■の■
■さん。土地の所在が東組字■番。現況地目は田で、面積が732㎡。
使用貸借権の新規設定で、作付け予定は飼料米。設定期間が令和3年5月1日から令和8年3月31日
までの4年11ヶ月間です。

13番は、貸し手が■の■さん、借り手が■の■さん。土地の所在が
東組字■番。現況地目は田で、面積が732㎡。
使用貸借権の新規設定で、作付け予定は飼料米。設定期間が令和3年5月1日から令和8年3月31日
までの4年11ヶ月間です。

説明は以上です。

議長（北添会長）

それでは、確認委員さんより、確認報告をお願いします。

1番について報告します。申請地は■西約400mの■すぐ北、住宅
地近くの畑です。現状はキウイフルーツと、横でサツマイモを作っています。

借受人はその畑で野菜を作っています。農機具（管理機）等も所有して耕作しているので、また地域との調和要件も満たしており、特に問題ありません。

田村克郎推進委員

2番について報告します。申請地は■■■集落内で、貸付人の自宅の南隣にあります。現在はトラクターで耕耘され、少し草が生えている状態です。申請地では水稻を栽培する予定とのことです。

借受人は主に水稻を栽培する専業農家で、世帯の経営状況に問題はなく、栽培に必要な農機具類はトラクターを所有していますが、後の作業は他の人にやってもらうそうです。農作業従事日数も満たしており地域との調和要件も問題ありません。

2番田村委員

3番について報告します。申請地は■■■■集落内で、■■■■■前を西に約400m入った圃場です。現在は次作の準備をしている状態です。申請地では水稻を栽培する予定とのことです。

借受人は主に水稻の専業農家で、世帯の経営状況に問題なく、耕作に必要な農機具類も所有して耕作しており、常時従事日数も満たしています。また、地域との調和要件も問題ありません。

野村推進委員

4番について報告します。申請地は■■■集落にあり、■■■■■から東100mのところにあります。以前はハウスでミカンの栽培を行っていたが、現在はミカンは処理され、ハウスが建っている状態で、申請地ではハウスでニラを栽培する予定とのことです。

借受人は主にニラを栽培する専業農家で、農機具類も所有し、世帯の経営状況に問題ありません。地域との調和要件も問題ありません。

7 番横島委員

5 番について報告します。申請地は■■■■集落にあり、■■■■から東に約400mのところにあります。現在は耕耘された状態で、水稻を栽培するとのことです。

借受人は主に水稻、ハウスイチゴを栽培する専業農家で、世帯の経営状況に問題はなく、農機具類も全て所有しています。地域との調和要件も問題ありません。

5 番田村委員

6 番について報告します。申請地は■■■■集落内にあり、町道、■■■■から西方約150mのところにあります。現在は田に水を張っている状態で、申請地では水稻を栽培する予定とのことです。

借受人は主に水稻を栽培する兼業農家で、世帯の経営状況に問題はなく、農機具類も所有しております。地域との調和要件も問題ありません。

4 番氏原委員

7 番について報告します。申請地は■■■■集落内で、町道■■■■の■■■■を北に曲がった100mのところにあります。現在は耕され、水を張る前の状態で、申請地では水稻を栽培する予定とのことです。

借受人は主に水稻を栽培する兼業農家で、世帯の経営状況に問題はなく、耕作に必要な農機具類も所有しており、息子さんが手伝っています。農地の全てを効率的に耕作しており、問題ありません。地域との調和要件も問題ありません。

田村克郎推進委員

8 番について報告します。申請地は■■■■集落内で、■■■■から南西に約100mのところにあります。現在はトラクターで耕耘された状態で、少し草が生えています。申請地では水稻を栽培する予定との

ことです。

借受人は主に水稻を栽培する専業農家で、世帯の経営状況に問題はなく、栽培に必要な農機具類も所有しています。農業従事日数も満たしており、地域との調和要件も問題ありません。

眞辺推進委員

9番について報告します。申請地は[]から東へ約200m進んだ右手の水田です。申請地では飼料米を栽培するとのことです。

借受人は[]で、経営状況に問題はなく、栽培に必要な農機具類も全て所有しており、地域との調和要件も問題ありません。

2番田村委員

10番について報告します。申請地は[]集落内で、[]、[]から西に300mほど入った南に4枚目の圃場です。現在は雑草を焼き、作付の準備をしてる状態です。申請地では飼料米を栽培するとのことです。

借受人は主に飼料米を栽培する[]で、[]の経営状況にも問題なく、必要な農機具類も所有しており、地域との調和要件も問題ありません。

眞辺推進委員

11番から13番についてまとめて報告します。申請地は、11番は[]から東に約300m進んだ左側の水田、12番は申請地は[]東側の水田、13番は[]から東方向に約300m進んだ地点から南に約10m進んだ右側の水田です。申請地では飼料米を栽培する予定とのことです。

借受人は[REDACTED]で、経営状況に問題はなく、栽培に必要な農機具類も全て所有しており、地域との調和要件も問題ありません。

議長（北添会長）

確認委員の報告が終わりました。質疑等はありませんか。

【質問等なし】

議長（北添会長）

質問等がありませんので、お諮りします。第3号議案について原案のとおり承認することとし、町長に回答することに賛成の方は挙手をお願いします。

【全員挙手】

議長（北添会長）

賛成全員。よって、第3号議案は全て原案のとおり承認することとし、町長に回答することに決しました。

つづきまして、第4号議案農地利用最適化推進委員の辞任願いに関する件を議題とします。

事務局の説明を求めます。

事務局（森田事務局長）

4月21日付で織田委員より、「生業が想定以上に忙しくなったことにより、農地利用最適化推進委員としての活動に支障を来しており、今後も活動する時間の確保が困難であると見込まれる為」という理由

から辞任願が提出されました。

辞任する場合は、総会での議決が必要になりますので、審議のほどをお願いします。

議長（北添会長）

事務局からの説明がありましたが、質疑等はありませんか。

【質問等なし】

議長（北添会長）

質問等がありませんので、お諮りします。第4号議案について辞任願のとおり決することに賛成の方は挙手をお願いします。

【全員挙手】

議長（北添会長）

賛成全員。よって、第4号議案は辞任願を承認することに決しました。

その他、何かありませんか。

事務局（森田事務局長）

農地利用最適化推進委員の募集につきましては、5月20日頃からを予定しています。

議長（北添会長）

その他、何かありませんか。

【委員、事務局とも特になし】

議長（北添会長）

それでは、以上をもちまして、第11回佐川町農業委員会定例総会を閉会します。次回の定例総会は5月26日、水曜日、午後1時30分から佐川町商工会館2階で行います。

上記の顛末の正確なことを証明するために署名する。

議長：

議事録署名委員：

議事録署名委員：
